

1 はじめに

（計画書 3 ページ）

- 境町においても、学校の小規模校化が進んでおり、将来的にも児童生徒数の減少は続くと想定されます。
- 学校の小規模校化には、教員の目が一人一人に行き届き、指導が充実するなどの良い面がある一方で、人間関係が固定化しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れ合える機会が少なくなるなど、様々な課題も指摘されています。
- 令和3年7月に境町学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、約1年間、計6回にわたり検討され、令和4年5月に町教育委員会に提言をいただきました。
- この提言内容や児童生徒数の推移、教育の動向などを踏まえたうえで、境町立学校再編整備計画（以下「計画」という。）を策定しました。

2 計画策定に当たって

（計画書 4 ページ）

- 1 計画策定の目的
本計画は、検討委員会からの提言を踏まえ、未来を担う子どもたちに、安心・安全で望ましい教育環境を整備するとともに、魅力ある学校づくりのために、学校の現状を把握したうえで、適正規模等の考え方、適正化に向けた方策、整備方針等を定めるものです。
- 2 計画の取組期間
本計画の取組期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とし、5年間で1期として、前期・後期に分けて取り組みます。

前期 5年間(2023~2027)

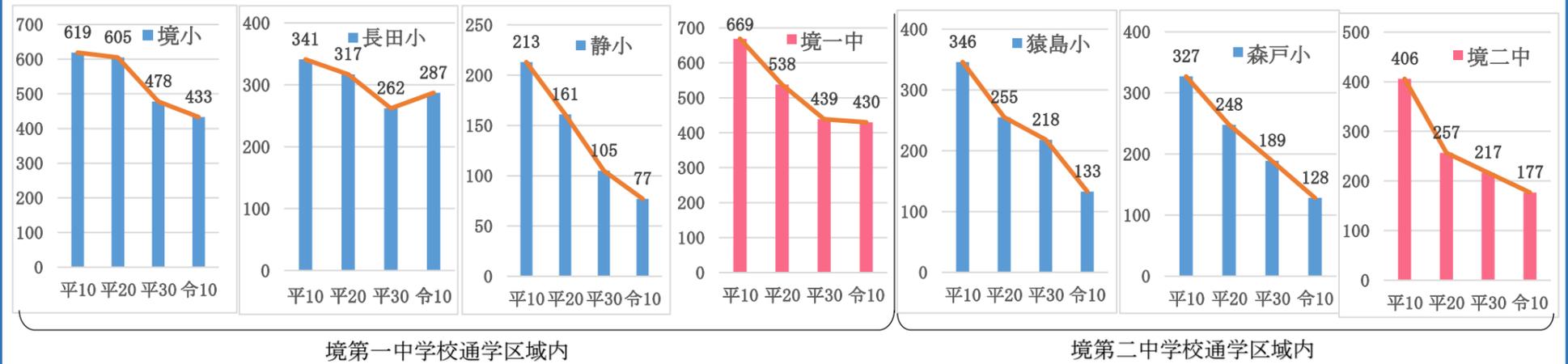
後期 5年間(2028~2032)

※計画内容は、学校を取り巻く環境の変化や、学校教育に関する制度改正、本町における各種計画等を踏まえ、必要に応じ見直しするものとします。

3 児童生徒数の推移

30年間で町平均が小学生は57.3%、中学生は56.5%までに減少

（計画書 5~6 ページ）



※ 児童生徒数は、平成10年(1998年)から令和10年(2028年)の数値で、令和10年は推計値です。

4 学校の小規模化が進むことによる課題

（計画書 9 ページ）

- 小規模校には小規模校の良さがありますが、その一方で、課題もあります。(小規模校へのヒアリングより)

【メリット】

- ・児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・意見や感想を発表できる機会が増える。
- ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。
- ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。

児童生徒が集団の中で一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えます。

【デメリット】

- ・1学年1学級の場合、学級間の相互啓発がされにくい。
- ・クラス替えが困難なことから、児童生徒の人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい。

【今後、児童生徒数が更に減少する場合のデメリット】

- ・学校行事や集団教育活動に制約が生じやすい。
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
- ・教員数が少ないため、経験・教科・特性の面でバランスのとれた配置を行っていく。

5 境町における学校の適正規模・適正配置

（計画書 10~11 ページ）

1 適正規模(学級数)の考え方

本町の実情を踏まえ、適正(望ましい)と考える学校規模(学級数)を設けます。

適正(望ましい)と考える学校規模(学級数)

- 小学校 学年2学級以上(全校12学級以上)
- 中学校 学年3学級以上(全校9学級以上)
※3学級確保できない場合は、少なくとも学年2学級以上(全校6学級以上)が必要

(参考) 国が示す学校規模標準：小中学校とも12学級~18学級)

2 適正配置(通学条件)の考え方

本町の実情を踏まえ、適正(望ましい)と考える学校配置(通学条件)とします。

適正(望ましい)と考える学校の適正配置(通学条件)

- 通学距離 小学校：4km以内 中学校：6km以内
- 通学時間 小学校：おおむね30分以内(徒歩でおおむね2km以内)
中学校：おおむね30分以内(自転車でおおむね4km以内)

【留意事項】

- 小中学校ともに、おおむね30分を超える場合は、通学手段(徒歩・自転車・スクールバス等)の対策を検討

(参考) 国が示す基準：小学校 原則4km以内 中学校 原則6km以内

6 学校規模の適正化に向けた具体的な方策

(計画書 12~14 ページ)

1 具体的な方策

- (1) 通学区域の見直し
適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と隣接する学校の通学区域の一部を変更し、学校規模の適正化を図る。
- (2) 学校の統合
適正化を検討する範囲にある学校が、隣接する学校と統合し、学校規模の適正化を図る。
- (3) 小中一貫教育の導入
適正化を検討する範囲にある小中学校を組み合わせ、9年間を通じた教育課程を編成し、学校規模の適正化を図る。

2 適正化の対象校及び進め方

(1) 適正化の対象校

《小学校》 猿島小学校 森戸小学校 静小学校
《中学校》 境第二中学校



(2) 適正化の進め方

通学区域の見直し①

同一中学校区域内における隣接する小学校間での見直し 適正化が図られない場合

通学区域の見直し②

隣接する中学校区域内の隣接する小学校間での見直し 適正化が図られない場合

統合
通学区域が隣接する学校との統合

施設一体型小中一貫校として再編・整備
(要件が満たされる場合)

7 適正化に向けた検討の結果及び整備方針

(計画書 15~22 ページ)

		児童生徒数 (学級数)		適正化に向けた検討結果				再編整備方針	
		R 4	R 1 0	通学区域の見直し①(同一中学校区域内)		通学区域の見直し②(隣接する中学校区域内)		統 合	前期(2023~2027)
小学校 (境一 中学区内)	境小	488(16)	433(16)	学区内の一部(宮本町)を 静小学区に編入(A) R10:381(12) ・適正規模維持	学区内の一部(陽光台 2丁目)を猿島小学区 に編入(C) R10:392(13) ・適正規模維持	境小・静小の統合 R10:510(18) 長田小・静小の統合 R10:364(14)	現状維持	現状維持の見込み	
	長田小	284(11)	287(12)	学区内の一部を他校学区に編入すると適正規模を下回ることになるおそれ	同左				
	静小	97(6)	77(6)	隣接する境小の通学区域の一部(宮本町)を学区内に編入(A) R10:129(6) ×適正規模化 ×通学距離が遠くなる	境二中学区の小学校と隣接していない	○適正規模化 △境小、長田小の児童数増加要因による統合後の学校施設収容規模	現状維持 ※小規模校としての特性や地域性を活かした教育活動の推進	今後、複式学級の発生が継続的に想定される場合、近隣校との統合を検討	
小学校 (境二 中学区内)	猿島小	189(7)	133(6)	隣接する森戸小の通学区域の一部(伏木北部)を編入(B) R10:121(6) ×適正規模化	境一中学区内で隣接している境小の通学区域の一部(陽光台2丁目)を編入(C) R10:174(7) ×適正規模化 △行政区を分割してしまう課題有り	猿島小・森戸小の統合 R10:261(11) △適正規模化	現状維持	現状維持の見込み	
	森戸小	177(7)	128(6)	隣接する猿島小の通学区域の一部(金岡・浦向)を編入(B) R10:140(6) ×適正規模化	境一中学区内の小学校と隣接していない				※施設一体型の義務教育学校の設置を検討 ※設置場所は境二中を検討(D)
中学校	境一中	372(11)	430(12)		境一中学区内の一部(陽光台2丁目)を境二中学区に編入(C) R10:410(12) ・適正規模維持	境一中・境二中の統合 R10:607(16) ○適正規模化 △通学区域が広範囲 △統合後の学校施設収容規模	現状維持	現状維持の見込み	
	境二中	201(6)	177(6)		R10:197(6) ×適正規模化				小中一貫型の学校として再編(D)

※ 表中、学級数が適正(望ましい)学級数以下の場合には で表示しています。

目的	☆猿島小と森戸小と境二中の小規模化を解消し、かつ、9年間を見通した小中一貫教育の導入によって、さらに児童生徒の個性や能力を伸ばす教育の充実を図ること
再編案	<p>◎猿島小と森戸小と境二中を統合し、義務教育学校とします。</p> <p>統合後の場所は境二中とします。</p> <p>（理由：猿島小学校と森戸小学校の統合により、ほぼ望ましい規模の学校となりますが、境二中は小規模校のままとなります。そこで、3校を施設一体型の義務教育学校とすることで、学校全体として一定の集団規模を確保しつつ、児童生徒の個性や能力を育成したいと考えます。場所選定の理由は、境二中が猿島・森戸地区の中央に位置しているためです。また、比較的新しい境二中の校舎を有効活用することができるためです。）</p>
期待できる教育効果	<p>○義務教育学校という一つの学校組織及び施設一体型となることで、9年間を見通した特色ある教育活動を、教員間で緊密に連携しながら行うことができます。</p> <p>○義務教育学校設置に伴い必要となる施設等を境二中に整備することで、小学生も、より安全で整備された学校に通うことができます。</p>
留意点	<p>○現猿島小・森戸小校区で、通学距離が長くなる児童が出てくる可能性があるため、通学バスの利用について検討します。</p> <p>○現在の中学校の校舎等では、小学生用の教室等が不足するため整備を行います。</p> <p>○学校と地域との関係が希薄化しないように、学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用を検討します。</p>

※境第一中学校区域内においても、学習指導や生徒指導等において、義務教育9年間を通じた小中学校間の連携を、より一層図る教育活動を推進します。



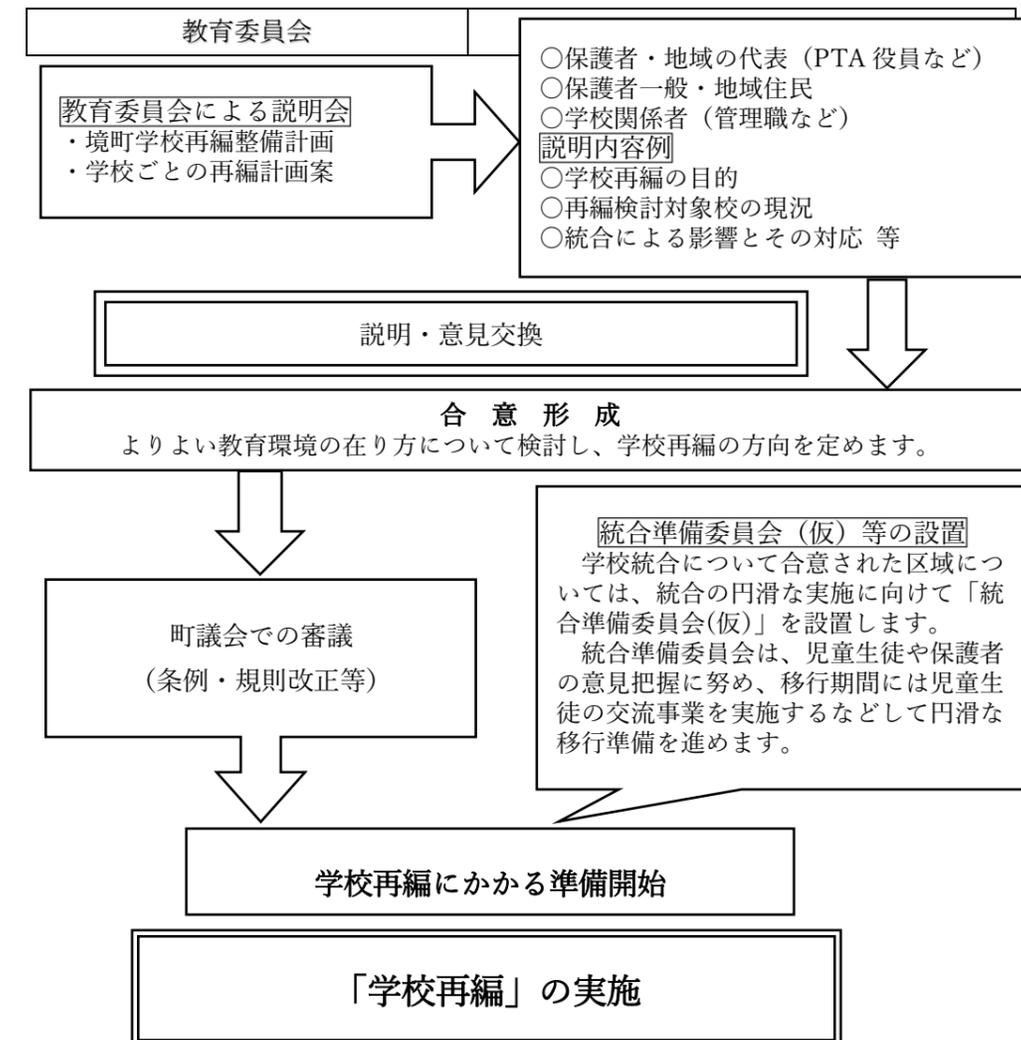
【参考】境二中までの道のり

- ・猿島小学校 → 約 1.1 km（徒歩約 17 分）
- ・森戸小学校 → 約 2.3 km（徒歩約 34 分）
- ・喜五郎公民館 → 約 4.4 km（徒歩約 1 時間 7 分）
- ・若林本田公民館 → 約 3.8 km（徒歩約 58 分）
- ・桐ヶ作・新田戸
構造改善センター → 約 4.8 km（徒歩約 1 時間 12 分）

(1) 保護者や地域の皆様との合意形成

学校再編における協議では、それぞれの地域の実態を踏まえつつ、現在や将来の児童生徒のことを考えた議論を行う中で、保護者や地域の皆様のご理解とご協力を得られる計画となるよう、丁寧な合意形成に努めます。

学校再編における協議の流れ（イメージ）



(2) 学校再編により生じる課題への対応

○児童生徒にとっての環境変化への対応例

- ・学校行事等において統合予定校の児童生徒間の交流を行うこと。
- ・統合後の学級編成や、担任決定など、十分な配慮を行うこと。
- ・学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について、統合対象校の間で調整しておくこと。
- ・児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施することなど